



K121.1

90

1

樋口勘次郎
野田龍三郎
合著

高等修身教科書

教員用 上篇



東京 金港堂書籍株式會社

高等修身教科書 教員用 卷一

第一課 第一年

今上天皇陛下(御仁德)

毒常科(御仁德) 今上天皇陛下の御盛徳の一斑を知らしめ
たれば之を復習する必要あり。

一、此の仕組は陛下の御盛徳の一斑を三つに分ち、之を毎卷
首に割り當てたるものなれば、よく前後連絡して統一あ
らしめんことを要す。

一、此の項は、廣島大本營に於ける陛下の御仁徳の一斑を掲
げたるに過ぎず。されば之に附帶して常に軍國のことに
大御心を勞せさせ給ふことを談話すべし。

仁徳天皇及び醍醐天皇の御事蹟と比較。

第二課 上杉鷹山公(ニ)(己に克つ)

一、公は日向高鍋の城主秋月種美の二男にて、寶曆元年七月江戸の邸に生る。

一、同十年六月上杉家の養子とならる。

一、本文にある蚊帳云々のことにつきて話あり。明和二年の夏のこと一夜炎熱燐くが如し。公は蚊帳のうちに讀書せられたるが、火影遮られて明かならねば、近習役佐藤文四郎といふを顧みて「其の方此の蚊帳を取り外し、予が後邊にて蚊を追へ」と仰せありしに、文四郎は容を改めて「こは以外の御錠かな、若君獨り安逸を得たまはんが爲めに、他人の蚊に苦しめらるるを察し給はぬは、人君たる

の徳に缺け給へり」と、憚る色なく諫めたり。

一、公の初めて米澤に下られしは明和六年十月のことなり。

一、上杉鷹山公は松平樂翁公、備前少將などと共に名諸侯の譽を博せし人なり。太平の世にありてよく身を修め、民を治めたる治績、赫々の光なしといへども後世の好模範たるべきもの多し。

一、修身上の實例とするには其の人物圓滿にして奇僻なく、而も多方的に徳の具へるをよしとす。箇々の徳を多くの人々より集め来るは統一を缺きて寧ろ避くべきことならん。著者はかかる考を有するものなれば教授の際にもよく此の意のある所を斟酌せられて、多方に而も統一して以て徳性の涵養を成就せしめんことを切に望む。

一、若しそれ毎課要旨の如きは自明らかなるものなり。然らざるものは生徒用本文に毎課の下に概括語を以て示したれば、今は一々之を繰り返さざるべし。

第三課 なぜばなる

一、上杉鷹山公の此の歌は實になまけものの頃門の一針といふべきなり。出來ぬと云ふは出來ざるにあらず、やらぬなり。やれば出來る。此の心掛け、此の決心、此の勇氣あらば何事が成らざらん。

一、精神一到何事が成らざらん。

一、何のその嚴も通す柔の弓。など之に添え教ふべし。

第四課 上杉鷹山公(二)(自省)

一、佐藤文四郎のこと、先にも出づ。小姓役のかくも面を犯して憚る所なく忠言を申し上ぐることは、當時の風に照しては異數のことなるが、こは公の心掛によることなり。當時諸侯の近習は、大抵容貌美麗の少年のみを撰ぶ風習なりしを、公の封を襲がるるや斷然之を廢し、いづれも武骨にして忠直のもののみを撰拔せられたるなり。

第五課 上杉鷹山公(三)(儉約)

一、財政に消極の方針を取り、専ら儉約を本としたるは當時一般のことにて、今日の如く新事業を興し新租税の道を求むるなどの積極的のことは敢てせざりしなり。

一、先主重定公は、生來華奢風流を好まれたりしかば、米澤藩の財政は當時いたく亂れたるなり。されば侯の封をつがるるや最初に節儉の令を出されたるが、當時の士風因襲

の久しき却つて御旨意を訝るものあり、中には「公は三萬石よりの入賛、碌々たる燕雀の如何でか大鵬十五萬石の格式を知らんや。」などと、嘲りたる事さへあり。

一、されば公は唯命令のみにては効なからん、身を以て率ゐてこそと、初入部のときには極めて質素を旨とし、綿衣綿服を纏はれたり。

第六課 上杉鷹山公(四)(孝行)

一、實父種美公の病氣にかかるれば天明七年八月のことにて、公は八月十七日米澤を出發して二十四日に江戸櫻田の屋敷に到着、食事も碌々せずして急ぎ秋月家へ入られて親しく看病せられたり。朝は辰の刻に行き夜もまた辰に退き、或は泊りがけにて看病怠りなく、殆ど衣帶さへ

解かれず。

一、九月十五日思ひがけなく幕府に召されて、大樹公より親しく治績の舉がれるを賞せられて、御紋付御羽織を拜領したり。

一、公、此のことを實父に物語られしに、父は重き枕をもたげて喜びの涙にくれられたり。

一、凡そ孝行の心は一つなりとも實行には種々あるべし。父母の病氣のときによく看病するも、一つの孝行なり。而も最も父母の心を喜ばしむるは、おのれの身を立て家を起こすことなり。是等の心掛、平常よく生徒に吹き込みおかなことを望む。

一、養父の看病には公更に心を盡くされたり。或る時のこと

なりき、公臥床の折に、父君下血ありて様子あしき由告げ來りしかば、公は大いに驚かれ、床の内より供廻りをせよと命じ、直に袴をつけ、仲の間口より出でられたり。まだ御供のものも廻らで、履物もなかりしかば、散らし草履とて供のものの爲めに備へおくものありしを、足にかけられ、道すがら袴の紐を結びながら走り急がれけり。

第七課 上杉鷹山公(五)(師を敬ふ)

一、公の初め平洲先生を聘せらるるや、子弟をして學の尊く禮の重んずべきを知らしめられんとて、王者聘の禮に倣ひ、家格に相當せる本行列を以て平洲先生を其の寓居に訪はせらる。貧士の僑居固より國主の駕を枉ぐることあらんとは知らざれば、立闈古び、敷臺危く、乗物、鳥毛の鎗、挾

箱の置處もなき始末なり。平洲先生も其の禮遇の厚きに感激したり。

二、公年老いて平洲先生を國へ迎へしときの状態は、乞ふこれを平洲先生自身に語らしめよ。先生が其の門弟樺島公禮に送られたる書簡に、

(前略)愚老去る八月二十五日東都發足いたし候此行は偏に米澤今侯の御孝心より事起り候久々御話申さず老侯常々遙念止まれざるに付今侯其處を甚御勞念有之候て屹度市谷^手_尾張へ御願達有之候に付市谷にても其孝心を感心致され候故大儀ながら下向候様にと申渡され日限の儀も彼地の用事相濟候までは心次第に逗留いたし候様にと細々申含められ候元來生涯に今

一度老侯へ面謁致したき本心下悃にも相叶ひ候に付七十の老を忘れて百里の旅行も存じ立候事に候(中畧)刀根川以東驛々にて逆旅の主人往々志之有者も御座候て米澤聖君様の御師匠様と申唱へ逢に罷出し者も宵に参り又朝に参り夜を以て途中まで禮服にて送り候者も有之候依之米澤侯の徳隣國に布き申候様子共感心致し候一日振りの旅行九月五日に南境板谷關に至り候處國枝の督學神保行簡前日より命を以て勞ひ申候其餘吏人も多く差出しおかれ候翌六日に嶺を下り府城より三里大澤と申す驛に至り候處老侯親しく郊迎の沙汰相聞候に付急ぎ候て八つ過に羽黒堂と申す地に至り申候此處は南郊一里五六町も府城を距

り申處に候最早侯の儀衛遙かに相見え候に付五六町橋を下り歩み申候處普門院と申す寺の門前に兩傍に雲從附伏し侯は路の中心に立ち相待れ候進んで拜し申候處愚情は地に手して拜したき存念に候へ共侯の態度はた候はば是も地に手して御答拜可有之様子故に是非なく足跗に手して拜し申候先づ何の言もなく老涙満眼に御座候老侯も涙満面にて先生御安泰と計りにて御案内可申とて寺門に入られ候外門より中門まで足指仰き申候三町ばかりの坂に御座候聯歩にして進被申候中々一步も前行は無之候杖を進められ候へ共辭して杖せず候處もしや躓きも致すべきやとの心遣ひと相見え手を引かぬばかりに比肩して進まれ

候堂に參り候節御案内と申され候て階を上り堂板に俯伏して待たれ候夫より座に上り候時是は例の御存知の通り辭讓久しう候て漸く後對座に相成りそろそろ言端も出で候て互に言語に及び申候杯進じ候て例の通り進らせ申候て獻酬も相濟み候國老蒼戸六郎兵衛は侯の命を以て同じく此まで郊迎勿論儀を整へ候て禮容深切に候さて駿河守殿御別其外諸公子よりも名代の使者禮服にて是迄罷り出で候大老侯公重定は其節丹泉に御入湯に付附の家老一人使者に差出され候今日近傍の村民少となく田畔に伏して儀を觀申候者嗚呼の聲ばかりにて皆々落涙飲泣の聲啾々と聞え候侯の徳民心に感戴の處は是にて相知れ申候是於愚老

なるもの豈泣かざるべけんや泣かざるべけんや(下略)
一、又先生の其の子平作に與へし書簡に、

(前略)七つ時半過に御城下へ著致候旅館の御いとなみ先以甚立派なる事に御座候庭前には泉石の景甚珍敷候兼々愚老庭を好き申候を御承知被成候由にて以前より人夫を御かけ御築かせ候よし恐入候表書院の庭奥居間の庭共に心を盡し候趣向に御座候御家老中條豊前竹股兵庫大目附丸山平六麻上下にて被待受候て式臺へ被迎候此程蒼戸太夫神保督學も著にて夫れより御料理被降酒盛に相成候て五つ前に何れも引取被申候使者を以て御尋有之候駿河侯は御自身御出にて御念頃に存向之有一統に麻上下にて有之候中老侯よ

りも御使者を以早々御尋被下候當日八つ過より中老
 侯公治憲の宮餐霞館へ參上仕候勿論麻上下にて御孫世
 子共に御迎へ夫より直ちに御書見所にて偶坐仕り御
 酒と相成二十年來の積念無端結或は笑ひ或は泣き中
 候て誠に辱御事に御座候夜五つ頃に引取申候直に御
 使者にて蒲席机小杯三品被降置候席も兼々被仰付擇
 へさせ被置候倚り候様に杯は近來小杯を好み候由朝
 夕用ひ候様にとの御心遣ひ此の外は一より萬迄無殘
 所御勞り老人の儀禮法は一式相已めとかく心一杯に
 安泰に致しくれ候様にと誠に感涙に不堪諸太夫諸司
 より追々來訪辱き申様も無之御臺所庖人二人下々迄
 御備へ朝夕のたべもの柔美を盡し一色もたべがたき

もの無之候給仕は御家中の子弟四五人詰切に御仰付
 小用に參り候ても兩人宛扶けられ候て是は難有き内
 にも氣もつまり候得共子弟何れも敬篤謹行扱々驚入
 候平作などには一見爲致候はば甚だの修行にも相成
 ると心底に殘念に存候外々へは先寛々休息の上御案
 内の上に參り候様にとの御勞りにて餐霞館の外は何
 方へも未だ罷出不申候(下略)

第八課 師を敬ふべし

一、師を敬ふ風の近來いたくすたれたるは慨かはし。實例に
 よりてよく敬師の念をおこさしむべきなり。

一「弟子七尺去つて師の影を踏ます」とは古の師弟の狀態な
 り。此事こと唯に形の上ののみに限りたるにあらず。

第九課 上杉鷹山公(六)(仁慈)

一、此のことは安永五年のことなり。

一、老をいたはるは、また長を敬ふことの一端となる。

一、當時の諸侯と其の領内の人民との關係はいたく隔絶してかかることは異數のことなり。

第十課 上杉鷹山公(七)(衆と共に樂しむ)

一、富有の人ほど自ら奉ずること厚く、而も他と共に樂を分つなどいふことなきは、今日にても往々見る所の弊なり。公は當時にありて、早く此の衆と俱に樂しむの行あり。感すべきのことなり。

第十一課 上杉鷹山公(八)(殖産)

一、殖産のことは公の最も力を用ひられたることにて、これまた當時の諸侯にはあまり例なきことなり。英明の藩主たるは此の事最も重きを爲す。蓋し前に挙げたるは、主として箇人としての徳たれど、此のことは治者としての功業なればなり。

一、天明の大饑饉は實に未曾有のことにて、當時第一等の名君といはれたる樂翁公の藩内さへまた免かるること能はざりしを、獨り公の領内は之を免かるることを得たり。これ平生治政の宜しきを得たるによること勿論にて、傳へて美談とす。

一、されば樂翁公深く公の治績に感じて、其の老中となりて儲蓄米の令を出さるるや、大いに公の方法を參照せられたりきといふ。

一、安永元年三月二十六日遠山村に於て籍田の禮を行はせらる。これ公は農業の日に非なるを嘆かせられ、自ら同村の内五段餘の田地を開墾あり、其の禮式を行はれたるなり。

一、國產役所は安永四年に開きたるにて、樹藝總裁の藩衙とせられたり。もと漆は當國の名産にて、享保の頃までは四十九萬本もありて、國益も亦渺からざりしに、其の後漸く衰へて、安永元年には僅に十九萬本に減じたり。即ち此の國益を恢復せしめんとて、大いに漆の栽培に注意せられ、農民にして荒地を開墾し、漆苗を植うるものには錢二十文を給せられき。

一、寛政四年、公又大いに養蠶製絲の業を奨励し、京都より職工、染工を雇ひ入れ、自國の絹布をして本場の吳服に劣らぬまでに製造せしめられしかば、米澤糸織とて其の名遠近に高く、後には江戸、京を始め、九州地方にも流布するに至れり。(渡邊乙羽著鷹山公参照)

第十二課 新井白石先生(二)(顕敏)

一、新井白石先生の氣質は、固より其の天稟によるべけれど、また其の家庭教育與りて大いに力ありしこと疑ふべくもあらず。

一、先生、明暦三年二月十日江戸柳原に生る、父正濟は上總久留里侯土屋利直に事ふ。

一、正濟は大度沈着にて、また強毅なり。平生先生を戒めて曰く「男子に最も貴ぶべきは、膽力を養ひて、何事にも堪ふる

ことを習ふべきなり。これを習ふことは、何事にもあれ、わが極めて堪へ難き事より堪へ始めぬれば、久しうしてはさのみ難き事も覚えざるに至るべし。さらば其の外のこと何事をか堪へ得ざらん」と。

一、先生の後年、牢として抜くべからざりし忍耐、勇邁、剛膽の諸性こゝに養はれたるにあらざらんや。

一、書物の字を書き寫す云々は、こは先生の三歳頃のことにて、當時寛永寺の花見の様を記せる上野物語と云ふ草冊子あり。此の草冊子の字を寫されしなり。

一、先生の記憶の強かりしことは非常にて、六歳の時上杉某先生に七言絶句の詩一首を解ききかせしに、忽に暗んじければ、三首まで教へけるに、又皆會得して人にも講ずる程なりき。

一、七歳の時、人に伴はれて演劇を見しことありしが、終始これを記憶して家に歸りて一つも違はず、きながら語り出でられき。

第十三課 新井白石先生(二)勤勉

一、先生の此の事は固より極端にて常道にあらず。其の志を見て其の行を直に眞似すべきにあらざるは勿論なり。

一、先生のまた武術に心を掛けられたることは、大いに注目すべきことにて、文武——體智並行主義なり。

一、先生十一歳のとき、父の友關某に従ひて武術を學ばんとせられしに、某、白石のあまり幼きを見て、まだ早かるべしと云ひしを、強ひて所望せしが、何事にも熱心なれば、進歩

著しく、或る時十六歳なる人の子と勝負せしことありしが、三度まで美事一撃の下に打ち倒したり。

一、先生の漢學に志したるは、十七歳の時にて、此の時同藩士長谷川某の家に尋ね行きけるに、そこに中江藤樹先生の翁問答といふ書を見、これを讀みて始めて聖人の道といふことを知り、即ち漢字に志したるなり。

第十四課 新井白石先生(三)(苦學)

一、父正濟の嫌疑を蒙りしは、事情込み入りたる事なり。延寶三年藩主土屋侯失せられて、伊豫守頼直立たれたるが、藩中の評判宜しからず、延寶四年藩臣等相謀りて廢立を謀らんとして之を正濟に計りたるに、正濟其の不可なるを諭したり。踰えて延寶五年此の事發覺し、黨與のもの皆逐

はれしが、正濟もまた此の謀に預りきとて、俸祿を奪はれ、白石も亦仕の途を禁ぜられて、放逐せられたり。

一、河村瑞賢は當時の豪商にて、其の子と先生とは學友なりしなり。

一、先生、瑞賢の孫女に養子とならんことを勧められたるとき、之を辭して曰はく「われ昔ある人の語りしを聞きしに、夏の比、靈山といふ山に遊びしものあり、池に足をひたしるに、小き蛇の來りて足の大指を舐るが、忽ち去り忽ち来る間に、やうやく大きくなりて、後には大指を呑まむばかりとなれるに、其の人腰なる脇差抜き放ちて、向ひ来る蛇の眞向に切りつけ、直ちにかたへの草屋に逃げ入りてあるに、やがて天かき曇り、石走り、木倒れて、地震ふこと

半時許り、やゝありて靜まりければ、出で見るに、一丈餘りの大蛇の唇の上より頭のかたまで、一尺餘り傷けられたが、倒れふせりとかや。其の事實のありやなしやは暫く措き、今貴下ののたまふところ洵に之に類するものあり。初め蛇の小なりし程は、其の傷も又極めてわづかなりしが、既に大きく成りにし後は、其の疵一尺餘とはなりしに非ずや。今おのが貧しく賤しくて毫も世に知られたるにあらず、さればたとひ御身の言葉に従ひて、君が亡兄の繼嗣とならんにも、わが受くるところの疵は、甚小也。されど若し名聞の譽あがりて、世にかくれなき大儒ともなりなんには、今の疵は極めて大きくこそ成り侍らめ、三千兩の黃金の得まくほしさに、大疵ある儒者とならんより、おのれは毫末の蓄へなくとも疵なき儒者たらんを欲する也」と。

第十五課 志をかたくすべし

一、薄志弱行は、我が日本人の缺點ともいふべし。殊に近年少年の志、浮氣にして忍耐強毅の風に乏し。白石先生の實例によりて大いに之を戒しめざるべからず。

殊に人に依頼する心は、最も人を卑屈にするものなれば、かかる依頼心を斷然起させぬやう注意せんことを要す。

第十六課 新井白石先生(四)(友情)

一、延寶七年、土屋侯の所領公儀に沒収せられて、其の家滅ぶるに至りしかば、先生仕途の禁も自ら解けたるなり。

一、父正濟の死せしは天和二年六月にて、年は八十七歳。

一、先生木下順庵と對面せしは三十歳の時にて、其の後屢々其の門に出入せしかど、正しく束修の禮を取りしにあらず、されど師弟の約は竟に兩人の間に結ばるるに至れり。一、先生の友情に厚きこと斯くの如し。一體人は利を見ては中々他に譲らず、寧ろ自ら他を排して、之を己に得んとするものなり。先生の實例に照してよくかかる我利主義を戒しめんことを要す。

第十七課 新井白石先生(五)事業

一、甲府侯綱重三代將軍家光の三子延寶六年薨去あり、子綱豊立つ、綱豊大に文學を好み、曾て林大學頭信篤に儒者を參らすべきよし仰せありけるが、信篤思ふ所や有りけむ、參らすべき弟子候はずと答へ申しければ、さらばとて今

度は、戸田長門守なるものを使として、元祿六年十月十日木下順庵の許に來りて、誰にても參らすべきものあるかと尋ねしめられぬ。順庵は、直ちに白石のことを以て答へまつりしに、然らば直様召し抱へんやう仰せありけれど、祿米僅に三十人を扶持すべき料を給はるべしとの事なりしかば、順庵のいへらく、學問の優劣は祿米の多少によりて定まらざるは論なけれども、世の眼識なきものは、祿厚ければ學問優等なりと思ひ、祿米薄ければ學問また劣等なりと思ふこと、世の常也。わが門下の士數多くして、彼れ白石に如かざる者だに、猶さばかりの微祿にて甘ぜしものはあらず、況んや彼の如き才學のすぐれたるをや、又從來仕にしたがひし祿米の格もあるものを、仰せの如く

にては彼を參らせんこと叶ふまじと申しければ、長門守答へて、それげに一理あること也、されば四十人扶持を出さんことならば、われ如何にも取り計ふべければ、狂げて我が意にまかせよとあるに、順庵もせんかたなく其の日白石を招きて、此のことを語りきかすに、白石のいへらく、甲府公のことは決して他家の輩に准ずべきにあらず、たとひ祿米思ふばかりならずとも、われは參るべきにより、何卒御使者の望みに任せらるべしとありしかば、さらばとて順庵其の旨を長門守のもとに申送りたりしかば、ここに初めて白石は甲府公に召し出さるるに定りけり。

一、甲府公の六代將軍となりしは寶永六年五月のことなり。

一、白石の侍講となりしは元祿七年なり。

一、先生の幕府に於ける政事上の改革は、一々枚舉に暇あらず、前代の失政を受けてよく其の間に處せし功は沒すべくもあらず、主なるものは、

一、新將軍就任早々苛酷なる酒稅を廢し、殺生禁斷の令を解きたること。

一、親王宣下の建議を守りしこと。(寶永七年)

一、朝鮮使者のこと。これは次課の本文に在り。

一、勘定奉行萩原重秀を彈劾したこと、こは、事一私人に止まるが如くなれども、實は爾らずして當時爲政者の最心をなやましし弊政に關することなり。先生彼を却けて萬難を排して財政を處理せしかば、其の功やうやう顯はれて、國用次第に少なく、富源殊の外に増して、竟

に正徳四年には、金銀諸貨幣を改鑄し、全く慶長の古への純質に復したり、萬民の幸福知るべきなり。

三〇

第十八課 新井白石先生(六)事業)

一、朝鮮の來聘のありしは正徳元年なり。

一、第一、稱號のこと。これは鎌倉幕府以來外國政府の書を我が國に奉るときは、天皇を稱し奉りて日本天皇といひ、幕府を稱して日本國王といへり。然るに寛永の比、我が將軍を稱するに日本國大君といふべきよしありければ、其の後皆此の例によれり。されど大君といふは、彼の國にては臣子に授くる稱號なり、之を以て我が將軍を指すは侮辱なり、宜しく爾後日本國王と書き改むべし。第二、饗應のこと。こは彼の國の使の来るや、沿道のところくにて、饗應のあつき其の費擧げて數ふべからず、我が國の使、彼の國に行きたりとも、がかる事は決してあらぬこと也。宜しく京、大阪、駿府、江戸の四箇所の外は、之を廢して只食料のみを與ふべし。第三、彼の國の使、客館に著する時は、輿ながら門に入る、而して我が使、客館に至るとも、彼つゆ送迎をなすことなし、是等古禮と違へり、宜しく今よりは輿より下りて客館に入り、我が使至るときは階下に送迎すべし。第四、彼の國使進見の時、上々官をして國書を上らしむ、されど以後は正使をして之を捧ぜしむべし。第五、彼の國の使、饗應の時、御三家御相伴の例あり、是の如きは天皇の御使を饗する時といへどもあることなし、今日よりして此の儀を改むべし。第六、彼の國の使を延見すると

き、其の座位御三家に同じ、これ僭越なり、以後又宜しく卑くすべし。白石はかく心に定めて、やがて將軍に建白しまあらせけり。將軍もげにもと思し召されん、嚮導の宗對馬守に命じて、皆白石が言の如くにぞ行はせける。

一、先生の朝鮮聘事に對してなせる功績は、實に世にためし少なき偉大のことにて、滿身の學識を傾倒し、一命を賭して遂げたる千古の快事なり。これによつて將軍の名も揚り、我が國威も輝きし也。

第十九課 新井白石先生(七)事業

一、徳川吉宗將軍となりしは享保元年のことなり。即ち先生は致仕せられたり、時に年六十。

一、先生の身没かれしは六十九歳、享保十年五月のことなり。

一、先生の著書の主なるものは

- 一、古史通、先生六十歳のとき成る。
- 二、藩翰譜、先生四十六歳のときの著。
- 三、讀史餘論、正徳二年將軍家宣の命に應じて進講せし時の講本也。

四、史疑、今傳はらず。

五、折焚く柴の記、自傳にして享保元年筆をおこさる。

六、東雅、享保四年の著ならん。

七、同文通考。

一、先生は唯に書を講ずるのみならず、經綸の才に富みたることは明かなり、而して學者としても歴史家、語學家として批評眼殊に銳し。(武島羽衣著新井白石參照)

第二十課 學を修むべし

一、勅語中の「學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ云々に連結。」

一、皇后陛下御製の金剛石の歌に連結す。

第二十一課 瀧鶴臺先生の内室(德行)

一、瀧鶴臺先生は長門藩の侍醫なり、學才夙に名あり、大宰春臺曾て其の才を稱して「海西無雙」といふ。

第二十二課 女子の務

一、近年女子の服装華美に流れて之にほこる風あり、甚だ嘆すべきことなり、よく實例によりて戒しむべき事なり。

第二十三課 細井平洲先生(勉強)

一、平洲先生は尾張平洲邑の人、世々農を業とす。

第二十四課 細井平洲先生(友情)

一、先生の友情に厚きこと見るべし。

一、今の人、大抵利を以て交はる利つくれば交絶つ、況んや其の遺族をや。

第二十五課 朋友相信ずべし

一、朋友の關係苟も生徒たる以上は、必ず成立せざるべからざることなれば、よく交友の心得を知らしむるを要す。

一、信義を第一とすること勿論なり、そねみ、ねたむ心あるべ

からず。

三六

第二十六課 細井平洲先生(三)よく人を容る)
一人と交るには大度なるを要す、誠を推して人の腹中に置く、かかる度量を以てせば、人遂に己に信服するに至るべし。

第二十七課 細井平洲先生(四)師を敬ふ

一、近時師弟の關係、日に疎となり、弟子師を敬ふこと少なし、かかる實例によりて、よく此の惡風を除去せしむべきなり。

一、此の課、鷹山公の師を敬はれたるところに連絡。

第二十八課 細井平洲先生(五)禮儀

一、平洲先生の鷹山公に於ける關係は、さきの鷹山公の所に

て其の一斑を知るを得べし。

一、平洲先生招かれて米澤に在ること一月餘、百姓町人は度々願ひ出でて「一生に一度聖君様の御師匠様の御講釋を拜聽いたしたし」と、云ひけれども、僅々の滞留に其の儀は叶ふべからずと、取次の者の拒みしを、先生聞いて「そは易きことなり」と、半日の御暇を乞はれ、庶民を學館に通じて講釋せられしに、家老を始め諸士夥しく出座せり、其の時は滄浪の水の一節を説かれたるに、一同泣きて嘘啼の聲のみ、中には賛美を投げたる者ありしを、役人の制したる事もありたりとぞ。

一、元來無智のものをしてかく感動せしむ、唯單に學識のみを以て出來得べきことならず、至誠の爾らしむる所か。

一、されば吉田某をして遂に其の惡意を打ち忘れしむるに至れる故なしとせんや。

一、先生享和元年六月年七十四にて没せられたり。

等高修身教科書 教員用卷一終

等高修身教科書 教員用卷二

第二學年

第一課 今上天皇陛下(御武德)

一、今上天皇陛下の御武德の盛大なることを知らしめ、兼ねて義勇奉公の念をおこさしむるに在り。

一、振天府を設けさせられたる聖旨をよく知らしむべし。

第二、第三、第四、第五課 北畠親房卿

一、北畠親房卿の王事に勤められたる事蹟の著明なること今更言を俟たず、而も最も尊敬すべきは其の文官たる身を以て能く干戈をとりたること、更に文事上より尊王の大義を知らしめんと陣中猶、且、筆を探られたる事是なり。

二
軍事上の忠臣は他に類あり、而もよく文武兩道の忠臣は
他に其の比を見ず。

一、神皇正統記は實に斯くの如くにして出來たるものなり。

一、卿の略傳左の如し。

源親房は具平親王の後、權大納言師重の子なり、家を北畠或は中院と稱す。永仁延慶の間累進して從四位下に叙せられ、右近衛中將左少辨を経て、參議に任ぜらる、延慶元年中納言と爲り正二位に進み、淳和獎學兩院別當を兼ぬ、元享三年大納言に陞り世良親王の傳となる。元徳二年世良親王薨す、親房痛悼すること甚し、因て剃髪して宗玄と號す。親房五朝に歷事して素より時望あり、其の官を罷めて退居するや僉な朝家の爲めに之を惜

む、元弘三年車駕隱岐より還る、親房復た出仕す、因て從一位を授け大臣に准ぜらる。冬、親房の子顯家陸奥守と爲り義良親王を奉じて出でて陸奥・出羽を鎮す、親房之に輔たり、後京師に遷る。足利尊氏北條時行を討つに及びて、或人其の異志を懷くを告ぐ、帝始めて尊氏を疑ひ將に之を誅せんとす。親房藤原公明と諫めて曰く、「尊氏功大にして未だ著はれず、遽に顯誅を加ふべからず、請ふ姑らく其の動靜を察せん。」と、帝之に從ひ使を遣はして詰問せんと欲す、使未だ發せざるに尊氏遂に反す。延元元年尊氏京都を犯す、親房駕に從ひて延暦寺に赴く、既にして帝尊氏の降を納れて京師に還る、親房尊氏に屬するを欲せず伊勢に走る。三年子顯信陸奥介鎮守府

將軍となる、親房又之が輔と爲て任に赴く海上大風に遭て、親房常陸東條浦に漂著す、乃、阿波崎、神宮寺二城に據る、敵兵來り攻む、二城尋て陥る、親房走りて小田治久に小田城に依る、四年高師冬兵を率ゐて來り攻む、興國二年親房陸良親王を小田城に迎へて之を奉ず、師冬再び兵を率ゐて來り攻む、治久叛して師冬に降る、親房即ち退て關城を保つ、師冬兵七千を率ゐて來り圍む、親房屢援を結城親朝に請ふ、親朝果さず城中益困む、明年春又書を贈る、詞辭懇到に曉諭百端、文は大日本史六十九巻に見ゆ、親朝又辭するに兵寡きを以てす、親房僧宣宗を遣はし往て顯信に來り援はんことを命じ且つ親朝を詣さしむ、親朝聽かず、既にして遂に叛して足利氏に

降る、親房城を棄て走りて吉野に歸る。正平五年足利直義降を乞ふ廷議決せず、親房曰く「權宜を以て之を納れん」と、帝其の言に従ふ、明年勅して三宮に准じ、輦車宮に入るを聽さる、七年帝男山に御し兵を遣はし討て足利義詮を走らし、親房及び子顯能をして先づ京師に入りて諸事を總決せしむ、九年賀名生に薨す。著す所職原鈔・古今集註・東家祕傳・元元集・二十一社記等あり。世其の博洽なるを以て藤原宣房・源定房と併せ稱して後三房となす。帝位に行在に即くに方りて親房深く中興の全からざるを歎じ、神皇正統記を著す。(大日本史及び人名辭書参照)

第六課 公に奉ず

一、奉公のこと、或は軍人、或は官吏にあらずば、出來ざるなりとの誤解ならしめんことを要す。

一、老幼を除きて皆戦ふ、即ち國民軍の徵發は實に國家危急の時のことにて、實に非常の場合なり、たとひ戰時と雖も大抵の場合はかかることなし、唯平生此の覺悟あるを要するのみ。

一、自己の職業をよく勉むるは即ち奉公のことなり。

第七課 中江藤樹先生(二)道に志す

一、先生は近江國高島郡小川村の人なり。

一、祖父伯耆侯加藤泰興に仕ふ、父近江に在りて農に隠れ、祖に先て歿す。先生乃ち祖に従ひて伯耆侯に往く。

一、後泰興封を伊豫大洲に徙す、先生亦祖父と共に之に移らる、時に甫めて十一。

一、先生十七歳の時、京師の僧大洲に來りて論語を講ず、此時文運未だ開けず、大洲の俗唯武事を修めて文業を棄擲す、故を以て講を聞くもの少なし、獨り先生日に往いて業を受けらる、居ること月餘にして去る。已にして先生四書大全を得て大いに悦ぶ、されど深く物議を憚り、畫は諸士と武を講じ、宵は燈に對して誦讀せられ、力学多年奮然志を立てて聖學を興すを以て自ら任とせらる。

第八課 中江藤樹先生(三)親を慕ふ

一、先生の致仕は全く孝行の一心よりせられたる事なり、母の爲めに一身の私を擲ちたるものなり。

一、當時交通の便少なく、隨ひて故郷を去りて他國に移るこ

とは中々困難なりしことにて、況んや老餘の身をや、されば母の故郷を去るを慊はれしも、また止むを得ざることなり。

第九課 孝行

一、孝行は最も手近なる善行なることを知らしむるは必要なり、毎日顔を合はせることなれば、孝行は何時にとっても出来る譯なり。

一、善行は甚だむつかしきもの、又非常の場合に遭遇せずば出来ぬものとの思ひ違ひをなきしめざることに注意すべし。

第十課 中江藤樹先生(三)(僕を愛しむ)

一、先生大洲を去らるる時悉く家具を賣りて負債を償はれ、また米若干斛を買ひ求めて廩に藏めて封閉せられき。これ其の意俸米を還すに在り。

一、三百文といふは是等のこと残りなく仕終へて後に残りたる錢なり。

一、此のこと唯に先生の僕に對する愛しみの心の深きを知るに足るのみならず、又先生の心のいかに潔白なるかを知るに足るべし。

第十一課 もひやり

一、おもひやり即ち同情同感なり。

一、此の情は社交的感覚の大なる一つにして、人と我とを結合せしむる鎖となるものなり。

一、奴婢を牛馬の如く心得て無慈悲にこきつかふは、これ封

建時代の遺風にて、人權を重んぜざりし時のことなり。

第十二課 中江藤樹先生(四)奉養

一、先生近江に歸り僅かばかりの元手を以て酒を買ひて農家に賣り、又佩刀をひさきて米穀に換へ、之を貸して以て孝養に充てらる、人皆其の利の寛なるを以て償却の期を愆るものなし。

一、先生のかかる慣れざる業をせらるるも、これ單に母を養はん誠心よりなり。

第十三課 中江藤樹先生(五)教授

一、先生定省の暇、徒を聚めて書を講ぜらる。初め程朱の學を治め、已にして王陽明の説を信じ、好みて孝經を講じ、愛敬の二字を掲出して人に誨へらる。先生躬ら行を先にし文

詞を後にす、人賢愚となく皆其の徳に服して善に興起せざるはなし。

一、徒に文字文章の末に走らず、躬行を勧められたること最も注目すべき所なり。

第十四課 中江藤樹先生(六)怠惰を戒む

一、懶惰と成業とは全く相容れざることを知らしめ、古來功を遂げ名を成しし人は、皆よく時を惜みて勉強せられたることを説く。

第十五課 中江藤樹先生(七)悪人を化す

一、先生の德音に門人のみならず、又よく郷黨を感化し旅舍茶肆といへども客の遺物あれば必ず之を閣上に置き、以て遺者の復来るを俟つ。

一、先生曾て京師に往かる、轎中心學を説かる、轎夫感動流涕す、其の徳の人を薰する概ねかくの如し。

一、大洲侯復先生を召せども就かず。備前侯亦其の篤學修行を聞き幣を厚うして之を聘すれども先生辭するに老い且、病むを以てせられ、其の子及び弟子をして仕へしむ、備前侯渴仰益切遙に之を師崇す。

一、先生平生多病、遂に慶安元年八月歿せらる、年四十一。備前侯大いに悼惜し、神主を設け春秋親ら之を祭る。

第十六課 中江藤樹先生(八)遺徳

一、先生の感化啻に一時に止まらずして、死後といへども其の遺徳の著しきものあり、野人今に至るまで先生を尊崇し、其の故居を過ぐれば必ず拜す、貴人といへども亦輿馬

を下るといふ。

第十七課 春日局(二)志を達す

一、春日局は稻葉一徹旗下の士齋藤利三の女なり。名を福といふ、四歳のとき父利三光秀に與せし故を以て捕はれて栗田口にて磔刑に處せられき。

一、春日局の夫稻葉佐渡守は、正成といひて金五中納言秀秋の老臣なり。

一、夫正成思ふことありて致仕したりしかば、伴はれて共に美濃に隠れたり。

一、竹千代君の誕生は慶長九年七月のことなり。

一、竹千代君は即ち將軍の嗣と立つべき人なり、其の乳母は固より教育ある素性正しき婦人ならざるべからず、それ

には京都に於てこそと、さてば京都所司代板倉周防守勝重に人選のことを仰せつけられたり。

一、されど當時京都の人は關東を僻遠の地として之に應ずるものなかりしを、局は傳へくして此のことを見聞き、自ら進みて所司代の館に到りて其のことを申し込みたり。

一、板倉勝重は局の舉動の端然犯すべからざる威儀あるが中に、また優しく氣高き氣品あるを察し、遂に之を江戸に推舉したるなり。

一、國松君の誕生は慶長十一年にて竹千代君三歳の時なり。

一、竹千代君は猛く雄々しき性質にて、己が心に思ひし事は常に確く取りて動かず、望める所は必ず貫かんとせらるるまゝに、時としては父母の氣色にも障ることあり。

國松君は怜悧にて、容貌性行共に優しく、何事も父母の命のまゝに従ひて露ばかりも背かるることなく、殊に奥向の侍女ともにも馴れ睦むこと大方ならざりしかば、母御臺の鍾愛一方ならざりしなり。

一、かくて月日を経るまゝに今は母御臺のみにもあらず、將軍の御心さへ動き初めて、世嗣には國松をこそと思ふ色もありしかば、勢につくは人情とて、多くの家臣國松君をあがめて、竹千代君を疎んずる風ありしなり。

一、かかりしかば萬事國松君は兄を凌ぎ衣服調度も全く反対の様なりしかば、一徹の竹千代君無念に思し召されて自害せんと決心せられしこもありとなり。

一、されば局の苦心一方ならず思へらく、これ黙止すべきこ

とにあらず實に徳川家の爲めなり、ゆめ私心にあらずとて日頃心に思ひ寄れる節とも細々と書き認め、堅く封じて腹心の者にいひつけ、駿府なる大御所の許に侍らふお梶の方まで訴へ聞えたり。

一、お梶の方も局が真心を察して、機を見て大御所に訴へしかど、家康公は元より愛に溺れて婦人の言葉をとりあぐるが如き人にあらねば、之を以て單に女の妬心となしさまで心にもかけられざりしなり。

一、局は遂に自身大御所を訪ひまゐらせて御家の爲め具に事の由を申し上げんと決心し、即ち茲に伊勢參宮に事よせて駿府に下りしなり、局の「ぬけ参り」とは此の事をいふなり。

一、局、家康公にあひ参らせて具に事の由を申す、誠心表にあらはれ、つぐに涙を以てす、公驚きて曰く「これ天下の大なり」と、餘事に託して(御鷹狩の爲めと云ふ)東下せらる。

一、將軍御臺は素より竹千代君、國松君皆謁見す、家康公竹千代君の手を執りて上座に置く、國松君將に進まんとす、家康公曰く「竹千代は主なり國松は臣なり、豈以て同座すべけんや」と、饌至る、公、竹千代に命じて侍食せしめ、國松を下座に於て餐せしむ、國松氣沮み衆惶駭し浮議始めて熄む。一、竹千代君十六歳にして元服の式を挙げ、名を家光と更められ、二十歳にして徳川三代將軍となりしなり。

第十八課 春日局(三)(輕重を知る)

一、寛永六年命を奉じて京師に入る、御水尾天皇之を引見

せさせ給ひ、御盃を賜ひて爵二位に叙し、號を賜ひて春日局といふ、蓋し異數といふべし。

一家光公年二十五、痘を患ひて甚だ劇し、局親ら家康公の廟に禱りて曰く、「大君不豫殆と危し、妾賤且陋なりといへども亦曾て之を乳養しまるらす、願はくば身之に代らん、若し宗廟の靈に頼り大君癒ることを得ば、妾疾患にかかるも誓ひて醫藥を近けじ。」と、既にして痘ゆ、局以て冥感と爲し自ら必死を分とす。

一、寛永二十年九月に至り、局俄かに病む、家光公之を憂ひて屢々臨視せらる、疾益篤し、怡然として死を俟つ、藥を服せず、公之を聞き親ら藥をして之を飲ましめ、且、其の請ふ所を問ふ、局泣て曰く、「老妾幸に殿下の壯大にして天下の政

を秉らせらるるを見、恩澤老妻に及び爵二位に叙せられ、賤息正勝亦厚恩を荷ふ、榮光極まれり、復何ぞ敢て請ひ申すことあるべき、且、藥は殿下親ら之を賜ふ豈に服せざるべけんや」と、推し戴きて之を啜ること少許りにして悉く唇より吐出し、一滴だも喉に下さず、蓋し恩意に忤らず、又誓言を食まさるなり。

一家光公又強て請ふ所を問ふ、局辭謝するのみ、家光曰く、「汝に請ふ所なれば我將に汝に請はんとす、稻葉正利曾て汝の爲めに放たる、然れども正利は我と乳汁を分つもの、宜しく我が爲めに之を赦すべし。」と、局之を聞きて聲を勵して曰く、「正利は凶悍不忠、老妻愛を割て之を放つ、其の殿下に不利なるを慮ればなり、老妻死すと雖も豈子を愛

して君を後にすへけんや、殿下儻し此の罪を赦して之を召さば、老妻怨を泉下に抱かん。」と、遂に此の月十四日を以て死す、年六十五。(人名辭書等参照)

第十九課 女徳

一、女として又妻として具ふべき徳は種々あるべし、古來我が國は專、從順を勧めたり、これ尤なることなり、されど又多少注意する所なるべからず。

一、世の進歩につれ、また社會の狀態變遷するにつれて、單に從順のみにては適ひがたき事もあらん。

一、要するに學と徳との調和に氣をつくべきことなり。

第二十課 貝原益軒先生(二)學問體育

一、益軒先生の父寛齋は醫を業とせられたれば、先生も幼時

醫書を読み、略、藥方に通じられ、且、佛書を好まれたりしが、兄元端に四書の句讀を受け、爲めに其の非をさとられ、これより復佛書を手にせられず。

一、先生其の體質の弱きを自覺せられ、專、養生法に注意し、書により、經驗により、苟も身體の健康によしといふものは、悉く皆之を身に行ひて、遂に其の志を達することを得られたり、先生の實踐躬行的の道德家となりしもの、實に茲に基をとりたるなからんや。

一、先生醫書を窺ふに當り、其の衛生に資すべきものと見之所は、一々之を抄錄せられ、又其の經驗によりて好果を得られたるものは、又記述せられて大冊をなせり。老年に至り門人をして之を輯集せしめる、頤生輯要、即ちこれな

り。がの養生訓といふは、此の書より抜萃せしものなり。

一、先生の養生の實行は、其の願生輯要の序を見て知るべし。
篤信もと稟氣薄弱にして、夭折を免るること能はざる
を恐る。故に幼より衛生の術に志あり、書を見るの際に
古人の言養生に資たるもの有れば則ち隨て而して之
を抄出す、其の道義に合はざるものは捨て而して探ら
ず、年を積むや久しうして而して漸く數百條に至る、竊
謂ふ、願生の道苟も備はる、自から覺ゆ、予の幸にしてに
而して夭折を免れ耄耋に至るものは乃ち職として此
れ之に由る也。

一、藩主より遊學の命を受けしは先生二十三歳の時なり。

第二十一課 養生

一、先生の養生に對する考は、左の先生のことばを以て知る
べし。

人の命は我にあり天にあらずと老子いへり。人の命は
もとより天にうけて生れつきだれども養生よくすれば
は長し養生せざれば短し。然れば長命ならんも短命ならんも我心のままなり。身つよく長命に生れつきたる人も養生の術なければ早世す。虛弱にて短命なるべきと見ゆる人も保養よくすれば命長し。是皆人のしわざなれば天にあらずといへり。もしすぐれて天年みじかく生れつきたる事顏子などの如くなる人にあらずんば、わが養のちからによりて長生する理なり。たとへば火をうづめて爐中に養へば久しくきえず風吹く所に

あらはしおけばたちまちきゆ。蜜柑をあらはにおけば
としの内をも、たもたず、もしふかくして養へば夏まで
もたもつがごとし。

一、此の事は眞理なり、よく味ふべし。

一、虚弱の人も心掛如何によりては、遂に長生をなして其の
志を成し得べし、まして強壯なるものをや。されど強壯な
りとて不養生すべからず。

第二十二課 貝原益軒先生(三)學問の目的

一、當時京師には木下順庵・山崎闇齋・松永尺五・伊藤仁齋・中村
暢齋・藤井懶齋・米川操軒等の學者ありて互に其の學說を
主張したり。先生は何れの一方にも偏らずして是等の諸
家の説を參照して以て自家のものに融和したりしなり。

一、藩に於ての先生の位置は、京都より歸らるるや直ちに儒
官に擧げられて學職に在ること四十餘年、三世に歴事し
て累りに采祿を加賜せられ、一藩の重きをなせり。

一、外にありての先生の徳望はいかに、先生は此の四十年間
命を奉じて京師に遊ぶこと二十四回、東都に使すること
十二回、其の學望徳聞既に天下に遍く、苟も學に志すもの
は皆一たび先生の教を聽かんことを欲せざるはなし。

第二十三課 貝原益軒先生(三)謙遜

一、而も先生の先生たる所は、實に其の謙讓の徳に富まれた
ることに在り。

當時學者各、其の奉する所を固守し、其の偏する所に據り、
學派を立て流儀を分ちて相排斥したりしを、先生此の間

に立ちて極めて公平に極めて沈重に、敢て妄りに他を駁し人を傷くることを爲さず。

一、さればかの剛毅、狷介、直言忌まず、諸侯の貴きすら之を罵りて恐れず、あらゆる群儒を難じて臆せざる大宰春臺すら先生を稱して博學洽聞、海内無比と評せり。以ていかに先生の天下に重きをなししかを知るべし。

第二十四課 貝原益軒先生(四)忠臣を弔ふ

第二十五課 恭謙

一、建碑のこと、先生其の顛末を自記せられたるがあり。

楠公は本朝の忠良にして振古の豪傑なり。吾邦歴代の名士其の右に出づる者、蓋し罕れに其の比を見る。其の忠義智勇之を異域の英俊に較ぶるも恐くは恥無かる。

可き也。若し夫れ愛君憂世の心のごときは以て天地を動かし鬼神を動かし人心を貫き古今を耀すに足る。公の風を聞くもの百世の下と感激して而して仰慕せざるはなし。公の忠誠に非すんば豈に能くかくの如くならんや、眞に大丈夫と謂ふ可きなり。我が兄弟父子蹉跎戦死して而して英志遂げず、良に痛惜すべく、子あり弟ありと謂ふ可きなり。其の履歴戦功載せて傳記に在り、今枚舉に暇あらず。惜いかな世を舉つて唯其の良將たるを知りて而して未だ其の賢哲たるを知らざるなり。今茲暮春余京師より發し將さに故里に歸らんとす、偶西風に阻げられ舟攝州兵庫に泊す、衣を攝げ船を下り陸行湊川の北に到りて而して公の墓を見る、墓は平田

の中に在り、榛莽蕪穢挺隧するなく墳無く又碑碣無し、
塋上唯松梅二株有り、悲風蕭々春草青々、余歎歸良久し
く低回去ること能はず。忽ち謂ふ今碑石無し、かくの如
ければ恐くは後世或は認めて公の墓と爲さず、古墓犁
されて田となり松梅摧かれて薪と爲らんも亦未だ知
るべからざるなり。

是に於いて兵庫の館人繪屋氏に託して小石碑を其の
塋上に建てんと欲す。頗る彼とともに營計を爲して而
して去る。余郷に歸り自から顧みて公の偉烈を念ふに
洪名區々の揄揚を待たずして而して明なり、今もし彼
の徳業を稱述し、これを石碑に勒せんと欲するがごと
きは文學に老けたるものに非ざれば能はざるなり。且、

吾儕微賤にして而して石碑を他邦に立つるは恐らく
は僭率の罪を逃るること能はざらむ。終に改悔して而
して其の事を廢す。

第二十六課 貝原益軒先生(五)親切なる著書

一、先生は、學問の目的は道を知り善を行ひ人を愛するにあ
りとし、徒に訓詁に拘束せらるべきにあらずとせられたり。

されば先生は、已の修めたる學問を以て人世一般の幸福
に資せんことをつとめられ、殊に當時の學者の深くも注
目せざりし方面に向ひて諄々として義理を解かれ、日常
行ひ得べき委細の事に至るまで之を指導せられたり、即
ち或は子供にも老人にも、或はあまり文學なき僻邑の村

役人にも解し得らるべき教訓を垂れたり。

此が爲めに先生は極めて平易なる假字交り文を以て、殆ど俗語に等しきことばを以て、種々の教を書きつらねられたり。當時の學者の身に徳行なく、徒に高尚なる經義を講じて自ら屑しとする間に立ちて此のこととなす、達見といふべし。(石原笠堂著貝原益軒參照)

第二十七課 公徳

一、時間を精確に守らざるは我が國人の通弊なり、此の弊を矯めずんば以て文明の事業を爲し遂ぐべくもあらず、事に觸れ折に触れてよく時間の守るべきことを吹き込むべく、又實踐して以て其の習慣を成し遂ぐべきことなり。此の課は此の一方便として公徳の上よりよく時間を守

るべきことを勧む、即ち唯に一人の損失たるのみならず多くの人の損失たることを知らしむるなり。

一、時間をおろそかにするは時の貴重なることを知らざるに由ること多し、さればよく時間の尊きことを知らしめざるべからず。

第一十八課 外國人と交る心得

一、此の課も亦公徳に關係して説く、一人の爲めに全體の體面を害すべくもあらず。

一、曾て條約改正につきて國民一般に下し給ひし詔勅を読み聞かすべし。

詔勅にのたまはく、

朕祖宗ノ遺烈ニ賴リ紀綱ヲ振ヒ治化ヲ施キ内國運ノ

隆昌ヲ致シ外列國ノ交誼ヲ敦クスルコトヲ得タリ而
シテ朕カ年來ノ宿望タル條約ノ改訂ハ規畫ヲ悉シ交
渉ヲ累ネテ竟ニ締盟各國ト妥協ヲ遂クルニ至ル茲ニ
其ノ實施ノ期ニ迨ヒテ帝國ノ責任重キヲ加フルト共
ニ列國ノ和親愈其ノ基礎ヲ鞏クシタルハ朕カ中心ノ
欣榮トスル所ナリ

朕ハ忠實公ニ奉スルニ厚キ臣民ノ深ク朕カ意ヲ體シ
テ開國ノ國是ニ恪遵シ億兆心ヲ一ニシテ善ク遠人ニ
交リ國民ノ品位ヲ保ナ帝國ヲ光輝ヲ發揚スルニ努メ
ムコトヲ庶幾フ

朕カ在廷ノ臣僚ハ朕カ爲ニ新條約ヲ施行スルノ責ニ
任シ百官有司ヲ飭シ慎重措置中外臣民ヲシテ均シク

其ノ惠澤ヲ享ケテ憾ナカラシメ以テ列國ノ和好ヲ永
遠ニ鞏固ナラシムコトヲ期セヨ

W124.1

高
修
身
教
科
書
教
員
用
卷
二
終

明治三十四年六月十六日印刷

高等修身教科書教員用
全二冊定價各金參拾錢

同三十四年六月二十日發行

著作者 樋口勘次郎

著作者 野田瀧三郎

印發刷行者兼 金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

製複許不

代表者

右社長

原亮一郎

賣捌所

各府縣下特約販賣所



